

年金記録適正化実施工程表

平成19年8月
厚生労働省

- ・ 内の記述は、7月5日政府・与党取りまとめ
- ・ 相談体制の拡充及び社会保障カードの導入については、別途課題として検討

※今後、作業をより円滑に推進するため、必要に応じて修正することがありうる。

1. 名寄せ関係

I 直面する年金記録問題への対応

1. 年金記録の名寄せ

(1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ

① 名寄せの実施

名寄せを行うためのプログラムを開発した上で、年金受給年齢に到達している「2880万件」の記録を含め、「5000万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する。【平成19年12月から平成20年3月までを目途】

- 「「5000万件」の記録についての名寄せ及び「ねんきん特別便」の実施に係るシステム開発の基本計画」(別添1・参考1)に基づき、システム開発及び既存システムの改修に取り組むこととし、このための契約を平成19年8月30日に締結している。(別添1)【平成19年8月～11月目途】

(注) システム開発の契約については、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(会計法第29条の3第4項)に該当し、かつ、極めて緊急を要する場合であることから、現行システムに習熟し、改修のもととなる既存のシステムについて著作権を有している開発業者と契約を行うこととしている。

I 1. (1)

② 記録の内容の解明

①と並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等、「5000 万件」の記録の内容を解明して公表する。

- 別添 2 の「「5000 万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について」に基づき解明の作業を進める。
- 解明に当たっては、民間企業等から派遣された専門家による分析チームを編成し、名寄せ作業と並行して作業を進める。

I 1.

(2) マイクロフィルムにより保管されている記録「1430 万件」及び「36 万件」への対応

① 名寄せの実施

「1430 万件」及び「36 万件」の記録のマイクロフィルムのデータを磁気ファイル化するための入力作業を行い、その上で、年金受給者及び現役加入者のコンピュータ記録と名寄せを行う。

名寄せは、(1)の「5000 万件」の記録の名寄せと並行して行い、その結果、記録が結び付くと思われる方にはその旨を通知する。【平成 20 年 5 月までを目途に完了】

- 「マイクロフィルムにより保管されている「1430 万件」及び「36 万件」の記録への対応に係るシステム開発の基本計画」(別添 1・参考 2)に基づき、システム開発及び既存システムの改修に取り組むこととし、このための契約を平成 19 年 8 月 30 日に締結している。(別添 1)【平成 19 年 8 月～20 年 4 月目途】

I 1. (2)

② 記録の内容の解明

①と並行して、別途、「1430 万件」及び「36 万件」の記録の内容を解明して公表する。

- 別添 3 の「「1430 万件」及び「36 万件」のマイクロフィルムデータの解明作業の基本的な考え方について」に基づき、5000 万件の記録に準じた作業を行い、解明の作業を進める。

I 1.

(3) 基礎年金番号への統合に関連するその他の問題への対応

① 共済過去記録の基礎年金番号への統合

いわゆる共済過去記録「181 万件」については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。この過程において、「181 万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨をお知らせする。【平成 21 年度中を目途】

- 共済組合等において保有している共済過去記録を共済組合等から提供を受けて、平成 20 年度において、名寄せ・照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、平成 21 年度中を目途に基礎年金番号への統合を行う。(別添 4)
- システム開発に当たっては、5000 万件の名寄せシステムの活用を検討する。
- 名寄せ・照会を行ってもなお、基礎年金番号との統合に至らない共済過去記録については、平成 21 年度以降、社会保険庁において、別途の管理を行うことなどを検討する。

I 1. (3)

② 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

ア 平成 18 年 10 月時点で判明した重複付番(2 万件)のうち未解消の 4 千件の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施する。【平成 19 年 8 月中】

平成 18 年 10 月以降これまでに発生した可能性のある重複付番についても同様に対応する。【平成 19 年 10 月以降逐次実施】

イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、徹底した調

査の実施により、重複付番の発生を防止する。【今後随時】

- 平成 18 年 10 月時点では重複付番が 22,063 件であったが、平成 19 年 8 月 15 日現在では、73 件に減少している。
今後、訪問等により個別に照会して解消するとともに、平成 18 年 10 月以降発生した可能性のある重複付番についても、社会保険事務所において徹底した調査を行い、早期に解消する。
- 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査(氏名、性別、生年月日、住所の 4 項目の一致を確認)の完全実施を図り、その発生を徹底的に防止する。

I 1. (3)

③ いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するお知らせ

いわゆる無年金者の方については、今後、市町村に協力を依頼し、介護保険料徴収に関する情報を活用して、今般の問題に関する注意喚起と呼びかけを行う。【平成 20 年度以降随時】

- 平成 19 年度中に市町村に協力を依頼し、平成 20 年 6 月を目途に、介護保険の普通徴収者(年金から介護保険料を源泉徴収されていない者)に送付する保険料納入告知書に、年金を受給し忘れていないか等の注意喚起と呼びかけのためのチラシを同封して送付する。

I 1. (3)

④ 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ

社会保険庁から、厚生年金基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合わせを実施する。【平成 20 年度中を目途】

- 平成 20 年度において企業年金連合会及び各厚生年金基金が突合せを実施できるよう、社会保険業務センターにおいて基金番号が収録された記録を抽出するためのシステム開発を行い、平成 20 年 12 月を目途に、企業年金連合会分及び各基金分に振り分け、被保険者記録を提供する。(別添 5)

I 1. (3)

⑤ 旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度の周知

陸海軍工廠等の旧令共済組合員期間を厚生年金の被保険者期間に通算して、定額部分相当の給付を行う特例措置については、制度の沿革を踏まえたもので旧令共済に係る記録が当然に統合されるというものではなく、年金裁定の都度確認される必要があることから、確実に年金給付に結び付けるため、これらの制度の周知を更に図っていく。【平成 19 年度以降随時】

- 政府広報(平成 19 年 11 月予定)等の各種広報手段を活用することにより、制度の仕組みや手続き(注)の周知を図ることとする。その具体的な方法について早期に検討し、平成 19 年度以降、随時実施する。

(注) 社会保険事務所等に申し出ていただくことにより、関係機関(厚生労働省社会・援護局、外務省等)間の必要な照会手続きが行われる仕組みとなっている。
(別添 6)

2. ねんきん特別便関係

I

2. すべての方への加入履歴のお知らせ(「ねんきん特別便」)

(1) 名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方

「5000 万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴をお知らせする。【平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月までを目途】

I 2.

(2) その他のすべての方

上記(1)のお知らせに加えて、「ねんきん定期便」に代えて、

年金受給者及び現役加入者の方々に、加入履歴を送付する。

具体的には、平成 20 年 4 月から 10 月までの間に、「5000 万件」の記録の名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての年金受給者及び現役加入者の方々に対し、順次、年金の加入履歴の送付を行う。

ア 年金受給者の方々：平成 20 年 4 月と 5 月を目途に優先してお知らせ

イ 現役加入者の方々：平成 20 年 6 月から 10 月までを目途に、順次、お知らせ

○ 平成 19 年 12 月から平成 21 年 3 月までの間、誕生月における年金個人情報の送付については、これまで予定していた「ねんきん定期便」に代えて、全受給者及び加入者に対して、加入期間及び加入履歴を通知する「ねんきん特別便」を送付する。

・名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ

【平成 19 年 12 月～20 年 3 月目途】

・その他すべての方へのお知らせ

①既に年金を受けられている方 【平成20年4月～5月目途】

②今後年金を受け取る予定の方 【平成20年6月～10月目途】

(別添 7)

○ 記録が結び付くと思われる方及び 58 歳到達者に対しては、58 歳通知と同様、返信用書類として「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」を同封することとし、記録に間違いがないと確認できた場合には「確認はがき」を、記録の訂正が必要な場合には「年金加入記録照会票」を返信していただくこととする。

なお、58 歳到達者に対しては、求めに応じて将来の年金見込額を通知する。

○ 記録が結び付くと思われる方から「確認はがき」や「年金加入記録照会票」の返信がない場合には、本人に確認ができるまで照会を行う。

○ 厚生年金被保険者に係る「ねんきん特別便」について、経済団体の協力を得られることを前提に、平成 9 年の基礎年金番号導入時の例を踏まえ、事業主経由で送付することを検討する。

○ 「ねんきん定期便」は、「ねんきん特別便」がすべての方に届き、

これに伴う記録の訂正やその後の加入情報の更新が行われることを勘案して、平成 21 年 4 月から本格実施するが、その際、次の点について検討する。(別添 8)

- ① 平成 21 年 4 月から一定期間については、被保険者の方々に繰り返し十分に過去の納付状況を確認していただくことが必要である。このため、加入期間、年金見込額など「ねんきん定期便」として送付を予定している情報に加えて、全年齢の被保険者に加入履歴並びに過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)をお知らせする。
- ② 上記の一定期間経過後は、全年齢の被保険者に、加入期間、年金見込額などに加えて、直近 1 年分の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況を毎年お知らせする。
また、35 歳、45 歳、58 歳の節目に該当する被保険者には、加入履歴、過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)を併せてお知らせする。

(注)厚生年金の標準報酬月額が記載されていることにより、事業主により厚生年金の保険料が納付されていることを確認できることとなる。

3. 特殊台帳等との突合せ

I

3. コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ

① 国民年金の特殊台帳の記録の突合せ

社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録(マイクロフィルム)について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。

② 国民年金の被保険者名簿の記録の突合せ

国民年金の普通台帳のほとんどは廃棄されているため、念のため、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。このため、市町村の保管する被保険者名簿を国に移管し、突き合わせに備えて点検・整備する。

なお、国民年金の被保険者名簿は、いわば「控えの帳簿」であって、これまでの国民年金保険料の納付記録は、既にコンピュータに収録されていることについて、十分広報する。

③ 厚生年金の被保険者名簿等の記録の突合せ

社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録(マイクロフィルム)について、それぞれコンピュータの記録と突き合わせて確認する。

なお、この突き合わせが効率的に行われるよう、厚生年金の被保険者名簿・原票の記録について、サンプル調査を速やかに行い、コンピュータへの転記が正確に行われたかどうかを確認する。

- 「国民年金の特殊台帳の記録」等との突合せ作業は、未統合記録 5000 万件の名寄せ及び記録が結び付くと思われる方への「ねんきん特別便」の送付が終わった後、平成 20 年度当初から行う。
- まずは、特例納付等複雑で特殊な記録であり、サンプル調査も終わっている「国民年金の特殊台帳の記録」の突合せを実施する。
- 国民年金の特殊台帳の突合せの具体的な事務処理は以下のとおりとする。
 - ① 外部委託によりマイクロフィルム記録及びオンライン記録の出力、第 1 次審査(現時点におけるオンライン記録との単純な突合せ)を行う。
 - ② 社会保険庁職員によって、第 2 次審査(第 1 次審査で「不一致」となった記録について、オンライン記録入力時点における記録との突合せ)を行い、併せて最終確認作業を行う。
 - ③ 記録の補正の必要が生じた場合には、社会保険事務所において、記録を補正する。
- 「厚生年金の被保険者名簿等の記録」及び「市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録」の突合せについては、厚生年

金の被保険者名簿等のサンプル調査の結果、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿に関する準備作業の状況、特殊台帳の突合せの進行状況等を踏まえて取り組むこととする。

(別添9)

I 3.

④ 進捗状況の公表

①から③までの突き合わせの対象となる記録は膨大であり、一定の期間を要するため、その進捗状況を半年毎に公表する。

- 社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況及び市町村における国民年金の被保険者名簿の保管状況は、調査の結果、8月23日現在では、別添10のとおりである。
- 平成20年1月を目途に、下記の事項の検討・実施状況を公表する。
 - ・ 「国民年金の特殊台帳」の突合せ作業の具体的実施方法の検討
 - ・ 「厚生年金の被保険者名簿等」のサンプル調査の実施方法の検討
 - ・ 市町村が保管する国民年金の被保険者名簿について、保管媒体に応じた出力・整理等の準備作業の検討、突合せ作業の実施方法の検討
- 平成20年7月以降は、「国民年金の特殊台帳」の突合せ作業等、順次行われる突合せ作業の進捗状況を半年毎に公表する。

4. その他

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成23年度中を目途】

現行の旧式の記録管理システム(レガシーシステム)を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁

の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

- 旧式の記録管理システム(レガシーシステム)については、平成18年3月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープン化(専用機器から汎用機器への移行等)による再構築を行うこととしている。平成19年3月に基本設計書の作成が完了しており、平成19年度中に詳細設計以降の工程の調達を開始予定。(別添11)

なお、住民基本台帳ネットワークとの連携については、詳細設計以降の工程において対応を検討し、反映する仕組みを取り込む。

IV その他の課題への対応

1. 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

いわゆる年金時効特例法の対象となる方々への年金の増額が漏れなく行われるよう、同法の概要や必要な手続等に関する広報の実施、相談体制の整備を行うほか、対象となる方には、年金加入記録等を予め記載した裁定請求書(自署又は記名押印だけで請求が可能。「ターンアラウンド請求書」)を順次お送りする。【平成19年9月から1年以内を目途に送付】

- 年金時効特例法の施行(平成19年7月6日)に伴い、①政府広報、②ポスターの掲示、③市町村広報誌への記事掲載依頼、④社会保険庁ホームページへの掲載、などによる広報を実施するとともに、社会保険事務所や「ねんきんダイヤル」における相談体制の整備を行っている。
- 年金時効特例法の施行日以降、平成19年8月19日までに同法に基づく手続を10,663件受け付けており、また、これまでに866人に対して、支給決定を行った。
- 平成19年9月からは、対象となる方に対して、予め必要な記載事項を印字した手続用紙を順次送付し、ターンアラウンド方式による手続を開始することとしている。

IV

2. 保険料の着服への対応

保険料納入については、毎年の保険料払込済の通知や、保険料が未納となっている場合の納付催告状の送付のほか、現金による納入について、毎日、被保険者に対して発行した「領収書の控え」と「日銀払込みの現金払込書」と突き合わせを行っており、これらにより、着服があった場合には発覚する仕組みとなっている。

また、着服が発覚した場合には、刑事告発、免職、損害賠償請求、公表という一連の厳しい措置を採ることとしている。

今後、これらの発生防止の仕組みや発覚時の措置について、徹底して周知し、発生を防止する。【平成19年7月以降随時】

なお、今後、「年金記録確認第三者委員会」における確認作業の過程等で着服の事案が明らかとなった場合にも、現行と同様、保険料は当然本人から支払われたものとして取り扱う。

- 不正事故の防止については、平成19年7月31日、地方社会保険事務局あて通知し、平成18年3月の「不正事故防止のための点検事項」^(注)を再確認するとともに、(1)職員による着服等の不正行為は発覚する仕組みとなっていること、及び(2)不正行為に対しては、①刑事告発、②免職、③損害賠償請求、④公表(氏名を含む)を行うことについて、改めて職員に周知徹底するよう指示した。

(注)

- ・ 現金による保険料納付の場合には、社会保険事務所の管理者が、領収証控と現金払込書を毎日突合せすること、
- ・ 年金の保険料納付のオンライン入力について、担当者は、管理者のカードを借りて入力し、管理者が入力結果と原議を突合せすること 等

別 添 資 料

| | |
|--|----|
| 1. 「5000 万件」の年金記録の「名寄せ」等に係るシステム開発について | 1 |
| (別 紙) 基礎年金番号に未統合の記録(5000 万件)の名寄せの方法 | 3 |
| (参考 1) 「5000 万件」の記録についての名寄せ及び「ねんきん特別便」 の実施に係るシステム開発の基本計画の概要 | 4 |
| (参考 2) マイクロフィルムにより保管されている「1430 万件」及び「36 万件」の記録への対応に係るシステム開発の基本計画の概要 | 5 |
| 2. 「5000 万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について | 6 |
| (別 紙) 「5000 万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因 とする分類 | 10 |
| (参 考) 「5000 万件」の年金記録の解明作業について | 11 |
| 3. 「1430 万件」及び「36 万件」のマイクロフィルムデータの解明作業の基 本的な考え方について | 12 |
| (参 考) 「1430 万件」及び「36 万件」の年金記録の解明作業について | 15 |
| 4. 共済過去記録の統合について | 16 |
| 5. 厚生年金基金と社会保険庁の記録の記録の突き合わせ作業の流れ | 17 |
| 6. 旧令共済組合員期間に係る事務処理の流れ | 18 |
| 7. 「ねんきん特別便」と「ねんきん定期便」の関係 | 19 |
| 8. 平成 21 年 4 月以降の「ねんきん定期便」について | 20 |
| 9. コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せについて | 21 |
| 10. 社会保険庁における被保険者台帳等の保管状況及び市町村における 国民年金の被保険者名簿の保管状況の調査結果 | 22 |
| 11. 社会保険オンラインシステムの見直しについて | 27 |

「5000万件」の年金記録の「名寄せ」等 に係るシステム開発について

年金記録問題の解決に向けた取組の一環として、「5000万件」の年金記録とすべての方の年金記録の「名寄せ」を行うとともに、その結果を「ねんきん特別便」としてお届けするためのシステム開発及び「1430万件」・「36万件」の記録への対応のシステム開発について、以下のとおり契約を締結した。

1. システム開発の概要と主な機能

(1) 「5000万件」の年金記録に関する開発

①「名寄せ」に関する開発

ア 氏名・性別・生年月日の3項目が一致する記録の分類・確認機能(第1次名寄せ)

→ かな氏名の濁点の有無や漢字の新旧字体等に関わらず名寄せが可能。

イ 婚姻等による姓の変更や生年月日のずれ等の条件を緩和して3項目が一致する記録の分類・確認機能(第2次名寄せ)

ウ 加入期間の重複状況をチェックする機能

(注)「名寄せ」に先立って、氏名・性別・生年月日が収録されていない記録は、年金手帳記号番号払出簿等を確認し、記録を補正する。

(注)一次名寄せ・二次名寄せについては、別紙参照。

②「ねんきん特別便」に関する開発

ア 加入履歴等のデータを編集する機能

イ 1億人の方に加入履歴及び「名寄せ」結果を踏まえたメッセージ付きの通知を出力・印刷するための機能

ウ 通知に基づく照会や記録統合の進捗を管理する機能

(2) マイクロフィルムにより保管されている「1430万件」・「36万件」の年金記録に関する開発

① 「名寄せ」に必要な旧台帳の情報を抽出し、磁気媒体を作成する機能

② 「名寄せ」の結果を踏まえて、マイクロフィルムの情報をオンラインに収録する機能

③ 相談に迅速に対応するために、窓口装置から漢字氏名で検索する機能

2. 契約業者及び契約金額

| 契約の対象 | 契約業者 | 契約金額 |
|---|-----------|---------|
| 1.の(1)①部分(「名寄せ」に関する開発) | (株)日立製作所 | 5.7億円 |
| 1.の(1)②部分(「ねんきん特別便」に関する開発) | (株)NTTデータ | ※ 3.1億円 |
| 1.の(2)部分(マイクロフィルムにより保管されている「1430万件」等に関する開発) | (株)NTTデータ | ※ 3.5億円 |

(注) 短期間でシステム開発を終了するために、現行システムに習熟し、改修のもととなる既存のシステムの著作権を有する者と契約を締結した。

※は後年度負担額を含む金額

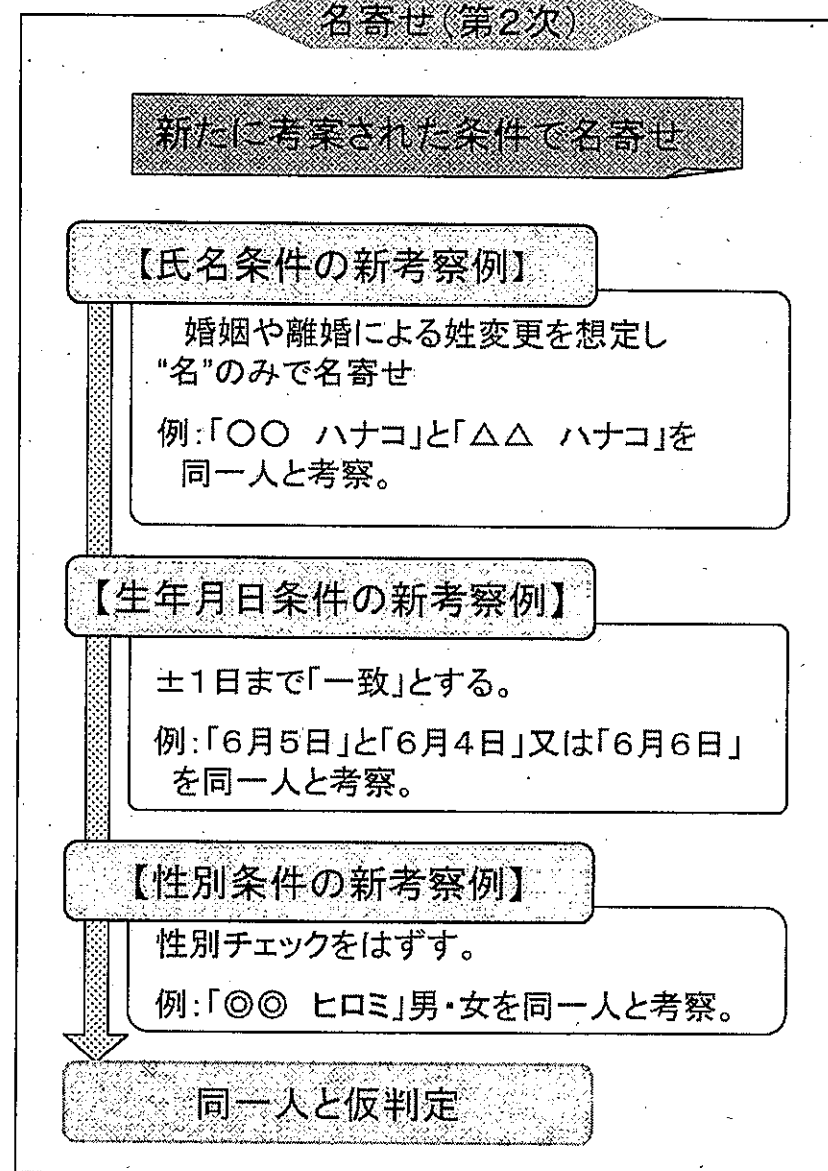
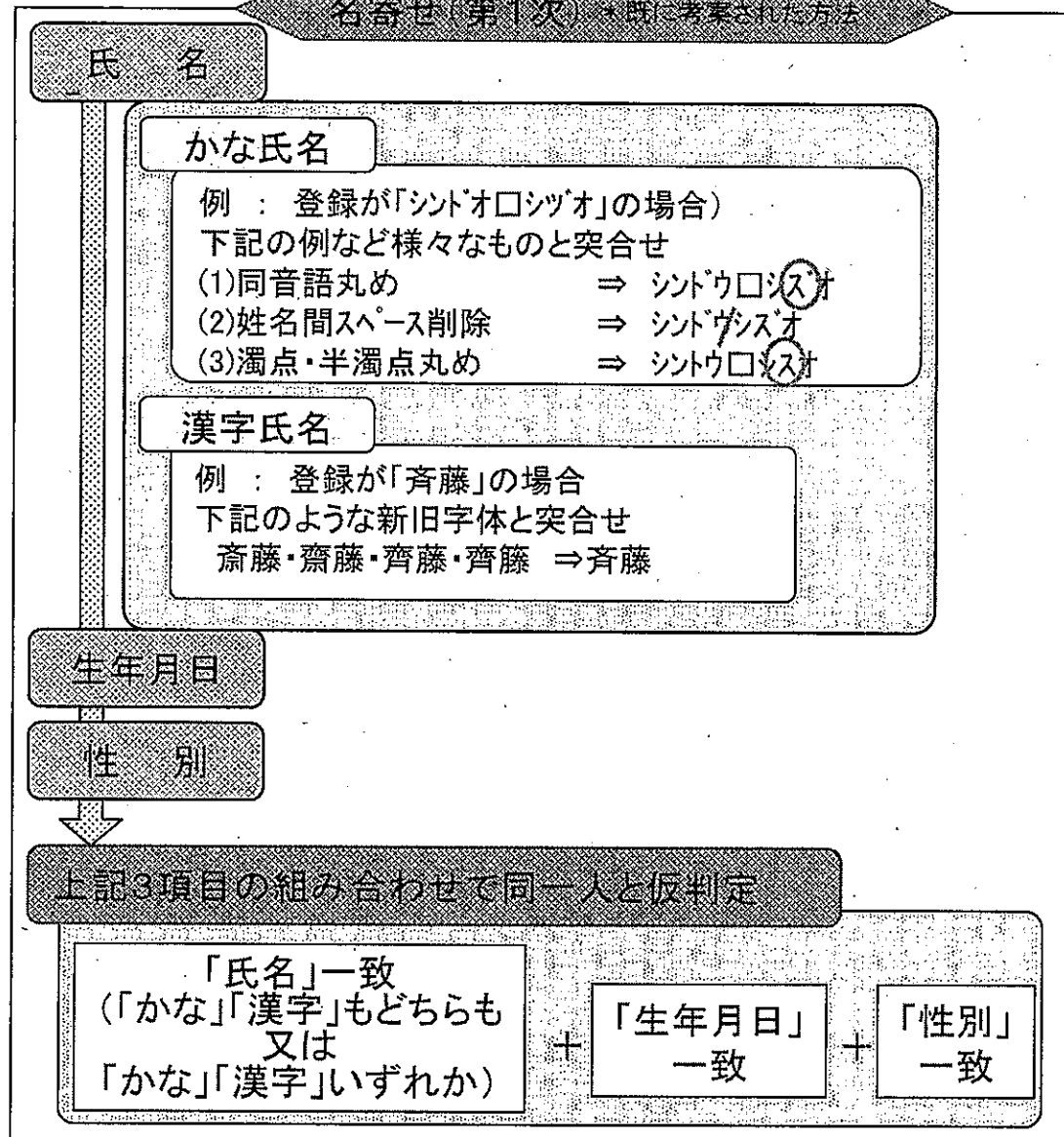
3. その他

契約に要する経費については、新たに保険料に負担を求めるのではなく、あらゆる財政合理化努力を行った上で、捻出する。

基礎年金番号に未統合の記録(5000万件)の名寄せの方法

名寄せ(第1次) ※既に考案された方法

名寄せ(第2次)



加入期間の重複についてチェックを行った後、確認のための「お知らせ」を実施

「5000万件」の記録についての名寄せ及び「ねんきん特別便」の実施に係るシステム開発の基本計画の概要

(参考1)

実施目的

○ 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会)に基づき、

① 約5000万件の未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ

② 「ねんきん特別便」の送付

を実施することとしており、そのためのシステム開発を行い、それを踏まえて、既存のシステムの改修を行うもの。

対応方針

(1) 名寄せの実施方法

① 名寄せ処理を円滑に行うため、名寄せ処理の前に、未統合記録のうち、氏名、性別及び生年月日が収録されていない記録について、社会保険事務所等において、年金手帳記号番号払出簿等を確認し、記録の補正を行う。

② 基礎年金番号の記録と氏名、性別及び生年月日により名寄せを行う。さらに、婚姻等による姓の変更など、段階的に緩和した条件での名寄せを順次行い、突合せの範囲を広げる。

③ 相談・照会対応を迅速かつ正確に行うため、窓口装置で名寄せ結果等の情報を確認できる機能を構築する。

(2) 「ねんきん特別便」の送付

基本的考え方 複数の通知が送付され混乱が生じることがないように、「1人1通」を原則とする。

送付対象及び送付時期

- 名寄せで氏名・性別・生年月日が全部が一致した者 …… 平成19年12月及び平成20年1月
- 名寄せで氏名・性別・生年月日の一部が一致した者 …… 平成20年2月及び3月
- 名寄せで送付対象とならなかった受給権者 …… 平成20年4月及び5月
- 名寄せで送付対象とならなかった被保険者 …… 平成20年6月から10月

通知内容

○基礎年金番号、加入履歴、加入期間、受給権者及び被保険者等へのメッセージ(※)を通知
(※)名寄せの結果、記録が結び付くと推定される者に対しては、「他の加入期間があると思われるため、ご確認願いたい」旨のメッセージを表示。

「ねんきん定期便」との関係

○平成19年12月から平成21年3月までの間の「35歳通知」、「45歳通知」、「55歳以上通知」及び「58歳通知」については、それに代えて「ねんきん特別便」として送付する。

なお、「ねんきん定期便」は平成21年4月より本格的に実施する。

○名寄せの結果、記録が結び付くと推定される者及び58歳到達者については、「ねんきん特別便」に「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」を同封する。

なお、平成19年10月から平成21年3月までの間の58歳到達者については、現在の「58歳通知」と同様に、希望者には別途「年金見込額のお知らせ」を送付する。

進捗管理 名寄せ結果や記録訂正処理結果等の情報の管理機能や、「ねんきん特別便」の送付件数、照会件数、統合件数等の集計機能を構築する。

マイクロフィルムにより保管されている「1430万件」及び「36万件」の記録への対応に係るシステム開発の基本計画の概要

実施目的

- 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会)に基づき、オンラインに未収録の「1430万件」及び「36万件」の年金記録をコンピュータに入力するとともに、名寄せの結果を踏まえてオンラインに収録し、かつ年金相談に迅速に対応できる漢字氏名検索機能を開発する。

対応方針

- ① 既にオンラインに収録されている記録を除外する。
・既にオンラインに収録されている記録は「5000万件」の一環として、名寄せ等が行われる。

(注) 「1430万件」及び「36万件」の記録の中で、その後厚生年金又は国民年金に加入して、既にオンラインシステムに収録済みの記録を除外した後、次のことを行う。

- ①「1430万件」については、マイクロフィルムの記録の索引ファイル(磁気媒体化)とオンライン記録との記号番号等の突合せ
- ②「36万件」については、オンライン記録の記号番号とマイクロフィルムの記録との記号番号の目視による突合せ

- ② 未登録のマイクロフィルムの記録についてオンラインに収録する機能の開発。

- ③ 名寄せ(期間重複チェック等)用の記録を抽出するための機能の開発。
※名寄せについては、「5000万件」の名寄せシステムを流用。

- ④ 相談・照会対応を迅速かつ正確に行うため、窓口装置から漢字氏名で検索できる機能を構築する。

「5000 万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について

1. 「5000 万件」の年金記録発生の経緯

- (1) 平成9年1月に基礎年金番号制度を導入するに当たっては、その時点で現に年金を受給していた方（受給者）と被保険者の方全員に基礎年金番号を付番し、これを通知した。（約1億156万人）
- (2) その際には、まず、55歳以下の基礎年金番号を付番された方について、①他の年金制度に加入していたことがあるか又は他の手帳記号番号を持っておられるかどうかを確認していただいた上で、②基礎年金番号を付番した記録とその他の記録について、氏名、性別、生年月日による名寄せを行い、これらの結果、統合の可能性があると思われた方（約1818万人）に対して照会を行い、その結果、これに基づいて基礎年金番号への統合を進めた（約927万人）。
- (3) その後、受給権者の再裁定、裁定請求、58歳到達時の加入履歴送付による年金相談時の加入履歴確認等により、基礎年金番号への統合が進められた結果、平成18年6月現在で約5095万件が基礎年金番号に結び付かないままの記録となっている。（別紙「5000万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類）

2. 今後の解明作業の前提となる認識

- (1) 平成9年1月1日当時56歳以上の方の記録についての評価
 - ・ これらの方は、現在、年金受給年齢に到達している。裁定請求時には過去の履歴の確認を行っているが、過去に名寄せを行っていないため、今回の名寄せ作業により、裁定請求時に見出されなかった本人の記憶していない記録を統合し、年金受給に結び付けることが可能である。
 - ・ 名寄せ後にも残る記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
 - ①平成9年1月1日時点において死亡していた方の記録
 - ②平成9年1月1日以降に年金に加入することなく死亡した方の記録
 - ③年金の受給資格期間を満たさない方の記録
 - ④年金の受給資格期間は満たしているが、裁定請求を行っていない方の記録

(2) 平成9年1月1日当時55歳以下の方の記録についての評価

- ・ これらの方は、一部の年齢層を除き、現在被保険者年齢層に該当している。基礎年金導入時に名寄せ等の作業の対象となっているが、当時、照会に対して回答しないままの方の記録や、当時の名寄せの方式では統合できなかった記録があり、それらの記録については、今回の名寄せにより統合し、基本的には将来に向けて年金受給に結びつけることが可能である。
- ・ 名寄せ後にも残る記録については、基本的には次のようなパターンに分かれると考えられる。
 - ①平成9年1月1日時点において死亡していた方の記録
 - ②平成9年1月1日以降に年金に加入することなく、死亡した方の記録
 - ③今後年金に加入したとしても、年金の受給資格期間を満たさない方の記録
 - ④既に年金の受給資格期間は満了し、又は今後の年金制度加入により、受給開始年齢に到達すれば、裁定請求できる方の記録
 - ⑤年金の受給資格期間は満了し、受給開始年齢に到達しているが、裁定請求を行っていない方の記録

(3) 名寄せにより統合された方の記録についての評価

- ・ 名寄せにより統合された方の記録については、基本的には次のようなパターンに分かれると考えられる。
 - ①統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
 - ②統合により直ちに受給資格期間を満たさないが、今後加入すれば将来受給権に結びつく可能性のある記録
 - ③統合によっても今後とも受給権に結びつかない記録（受給資格期間を満たさない記録）

3. 解明作業の方向性

(1) 名寄せ作業と並行して行う解明作業

名寄せ作業の準備と並行して、民間の専門家チームと連携して次の作業を行う。

①同一人記録の整理

「5000万件」の中で異なる手帳番号の記録で同一人に係る可能性がある記録があると考えられるので、それらの記録の整理を行う。

②年齢別・加入期間別の悉皆調査

「5000万件」について、年齢別に、受給資格期間（当該年齢に応じて経過的に短縮された期間を含む。）と対比する形で、保険料納付済期間について、厚生年金の被保険者期間、国民年金の未納期間等を含め、悉皆調査し、「5000万件」の記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類や、2において示した認識を踏まえ、解明のための分類作業を開始する。

(2) 名寄せ作業後に行う解明作業

① 年齢別・加入期間別の分類

名寄せ後、名寄せできた記録と名寄せできなかった記録に区分し、それぞれについて、年齢別・加入期間別に記録を分類し保管する。

② 名寄せできなかった記録の解明

ア. 名寄せ後の記録の分類

・「名寄せ」により「1億件」と「5000万件」を突合せすることにより、基礎年金番号により管理されている現存者の記録と名寄せできた記録以外の名寄せできなかった記録は、基本的には以下の者の記録と考えられるが、1)～3)を定量的に区分することは困難である。

- 1) 死亡者又は海外居住者（受給者及び厚生年金被保険者を除く）の記録
- 2) 過去に年金制度に加入するも基礎年金番号は付番されていない者の記録
- 3) 名寄せによって突合されなかった転記誤り・届出誤りのある基礎年金番号を付番されている者の記録

イ. 死亡者又は海外居住者の明確化

アの分類した記録について、次のような作業を行い、仕分けを進める

1) 失権者記録からの死亡者・年金裁定済みデータとの突合せ

社会保険庁の持っている死亡者に係る老齢年金や遺族年金の裁定記録との突合せにより、5000万件の死亡者に係るデータや年金裁定に反映されている記録を取り除くことができる。

(注) 併給調整で別の年金を選択し使用されていない年金記録は、遺族年金受給者（基礎年金番号付番済み）自身の加入記録に含まれているので、当該記録と5000万件を名寄せすることで、「1億件」と統合することができる分類の各項目にあてはまる。

2) 住基ネットの活用

1)の作業を行った後に残された記録について、住民基本台帳ネットワーク上の記録との突合せを、氏名、性別、生年月日により行い、死亡者又は海外居住者を取り除くことが可能か検討する。

※上記の解明作業を早期に進めるため、65歳以上の者等を中心に年度内より失権者記録との突合せを行い、20年度当初より住基ネットを活用することが可能かどうか、関係機関と検討する。

ウ. 名寄せ後のお知らせによる解明

・名寄せのお知らせにより次のような方について記録の統合が進むものと考えられる。

- 1) 第1次、第2次名寄せで発見しきれない錯誤による転記誤り・届出誤りの記録が発見され、統合する。
- 2) 加入履歴の送付等を通じてオンライン記録に収録されていない記録が発見され、その記録を統合する。
- 3) 無年金者へのお知らせなどによって、新たな裁定請求が行われることにより受給できる方等を確認する。

エ. 上記の作業を経た上で、「5000 万件」の記録は、統合・給付に結び付く記録の他に、死亡者又は海外居住者の記録、今後とも受給資格期間を満たさない記録、今後受給資格期間を満たす可能性のある記録に分類される。

(3) 残された記録の徹底解明

- ① 上記までの作業の後に残された記録について、当該記録の中にある過去の事業所及び過去の住所から、企業や市町村の協力を得て、本人に接触し年金記録の内容を確認する。
- ② これらの過程を通じて分類された資料を何らかの形で公表する。

(4) 記録数の管理・公表

上記の作業の過程において、定期的に分類毎に管理されている記録数を公表する。

「5000万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類

| 平成9年1月当時に基礎年金番号が付番されなかった又は記録が統合されなかったものの類型 | 現時点の評価 |
|--|---|
| <p>I. 当時(平成9年1月1日)基礎年金番号が付番されなかった方の記録(被保険者でも受給者でもなかった方の記録)</p> <p>(1) 当時既に死亡していた方の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 死亡時に老齢年金を裁定済みの記録 <ul style="list-style-type: none"> ア 当時遺族年金を裁定済みの記録 イ 当時遺族から遺族年金の申し出がなかった記録 ② 死亡時に老齢年金の受給資格期間を満たしていなかった方の記録(死亡一時金受給記録を含む) ③ 死亡時に老齢年金の待機者であった方の記録(受給資格期間を満たしているが受給開始年齢に到達していない方の記録) ④ 死亡時に老齢年金の受給資格期間を満たして受給開始年齢に達していたが裁定請求をしていなかった方の記録 <p>(2) 当時生存していた方の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当時既に老齢年金の受給開始年齢に達していた方の記録 <ul style="list-style-type: none"> ア 当時受給資格期間を満たしていなかった方の記録 イ 当時受給資格期間を満たしていたが裁定請求していなかった方の記録 ② 当時被保険者ではなく、老齢年金の受給資格期間を満たして受給開始年齢に達していなかった方の記録(国民年金の場合は当時60歳から65歳) <ul style="list-style-type: none"> ※ 受給資格期間は、生年月日別に短縮特例があること、受給開始年齢は、制度別、性別等に対応した経過措置があることに留意 ③ 過去に被保険者期間を有していたが当時被保険者年齢であるにもかかわらず、未加入であった方の記録 <ul style="list-style-type: none"> ア 当時受給資格期間を満たしていなかった方の記録 イ 当時受給資格期間を満たしていたが受給開始年齢に達していなかった方の記録 | <p>○ 平成9年1月当時、基礎年金番号が付番されず、又は未統合の記録についても、その後、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者の再裁定 ・ 裁定請求時の確認 ・ 58歳到達時の加入履歴送付 ・ 年金相談時の統合 <p>等により、基礎年金番号への統合が進められ、現在残存している記録が「5000万件の年金記録」である。</p> <p>○ 一方、現在、残存している「5000万件」の年金記録には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成9年以降、現在までに死亡された方の記録 ② 平成9年以降、年金制度に加入し、従前の手帳番号とは別に、基礎年金番号が付番された記録が含まれている。 <p>(注)死亡及び住所変更の届出については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生年金被保険者 死亡については事業主が行っている。住所については平成8年3月以前は届け出る必要はなかったが、平成8年4月以降は、事業主が届け出ることとなっている。 ② 国民年金被保険者 死亡及び住所変更の届出は住民票の届出とともに市区町村へ届け出ることとなっている。 ③ 年金受給者 死亡については戸籍法上の届出義務者が届出を行うほか、年1回の現況届でも確認を行っている。 (住基情報で把握可能な者は省略可) また、住所変更については本人が行うこととなっている。 <p>この結果、次の方については届出がされず、社会保険庁では死亡及び住所の情報は把握されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国民年金被保険者であっても届け出していない方(未加入者) ② 老齢年金の受給資格期間を満たした後受給開始年齢に達していない方(待機者) ③ 受給開始年齢に達した後においても受給資格期間を満たしていない方(無年金者) |
| <p>II. 当時基礎年金番号が付番された方の未統合の記録</p> <p>(1) 当時受給者であった方及び当時56歳以上の被保険者であった方の記録のうち、裁定請求時に失念や記録誤りにより統合できなかった記録</p> <p>(2) 当時受給者であった方の記録のうち、脱退手当金の受給済み記録や国民年金の未納期間のみの記録等、裁定請求時に年金額につながらなかった記録</p> <p>(3) 当時受給者であった方の記録のうち、併給調整により選択されていない記録 (例 遺族年金を選択しているために使う必要のない受給者自身の加入記録)</p> <p>(4) 当時55歳以下の被保険者のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎年金番号の通知の際に複数年金番号を有すると回答した方 ② 上記以外の方のうち名寄せで複数番号を有すると考えられた方 に行った照会に対して回答いただけなかった方(照会が未到達の方を含む)の記録 <p>(5) 当時55歳以下の被保険者であった方の記録のうち基礎年金番号と異なる番号の記録で、氏名、性別、生年月日の3情報について転記・届出誤りがあり、名寄せできなかった記録</p> | |

「5000万件」の年金記録の解明作業について

【名寄せ前の作業】 【名寄せ作業後の解明作業】

19年8月

19年12月

20年3月

※各分類毎の記録数について定期的に公表

基礎年金番号未統合の厚生年金・国民年金の記録

5000万件

システム開発

5000万件の記録の整理

- ①氏名、性別、生年月日が空欄の記録について年金手帳番号払出簿による補正
- ②異なる手帳番号の記録で同一人に係る可能性のある記録の整理

名寄せ

- ・1次名寄せ
氏名、性別、生年月日
- ・2次名寄せ
条件を緩和して名寄せ

【名寄せできた記録】

- 統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
- 統合により直ちに受給資格期間を満たさないが、今後加入すれば将来受給権に結び付く可能性のある記録
- 統合によっても今後とも受給権に結び付かない記録（受給資格期間を満たさない記録）

「ねんきん特別便」の送付

【無年金者に対する注意喚起呼びかけ】

【年金記録確認第三者委員会】

- 十分な証拠がない者について、公正な立場で判断し、社会保障庁に轉送、統合、給付に結び付く。

国民年金の特殊台帳等との計画的な突合せによる記録の発見

民間の専門家チームと連携した解明作業

- ①年齢別・加入期間別悉皆調査
 - ・年齢別に受給資格期間と対比した形で加入期間別記録を解明
- ②「5000万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類の整理
- ③上記①及び②を踏まえた分類により解明作業を開始

(名寄せ後の記録の分類)

- 名寄せできた記録（上記参照）と名寄せできなかった記録を分類する。
- 名寄せできた記録及び名寄せできなかった記録それぞれについて年齢別・加入期間別の分類を行う。
- 名寄せできなかった記録については、下記のいずれかの分類となる。

(名寄せ作業後の解明作業)

- ①名寄せ以外の年金記録から判明する解明作業
 - ・失権者記録による死亡者・年金裁定済記録の除外
- ②死亡・海外居住者数の解明作業
 - ・住基ネット等の活用
- ③名寄せ後のお知らせによる解明
 - ・履歴の送付等による記録の発見
 - ・無年金者へのお知らせによる新たな裁定請求

名寄せできなかった記録の分類

- 死亡者又は海外居住者に係る記録
- 過去、年金加入履歴があるが基礎年金番号が付番されていない記録
 - ・受給資格期間満たさないもの
 - ・受給資格期間満たすもの
- 転記誤り、届出誤り
 - ・受給資格期間満たさないもの
 - ・受給資格期間満たすもの

失権記録・住基ネットとの突合せによる解明

- 死亡者・海外居住者が明確化
- 名寄せ後のお知らせによる解明
- 統合・給付
- 今後とも受給資格期間を満たさない記録
- 今後受給資格期間を満たす可能性のある記録

(残された記録の徹底解明)

- 下記の対応により記録の内容を確認
 - 過去の勤務の事業所への照会（厚年）
 - 過去の居所の市町村への照会（国年）
- ※その結果残された記録は次のいずれかとなる
 - ・死亡又は海外居住
 - ・生存者で記録内容を本人に確認
 - ・生存するも居所不明

統合・給付

- 支給に結びつかない記録
- 死亡者に係る記録
- 今後とも給付可能な記録
- 今後受給資格期間を満たす可能性のある記録

「1430 万件」及び「36 万件」のマイクロフィルムデータの の解明作業の基本的な考え方について

1. 「1430 万件」及び「36 万件」の年金記録発生の経緯

(1) いわゆる「1430 万件」のマイクロフィルムの形で保管されている年金記録とは、社会保険事務所における紙台帳の管理から、昭和 32 年から始まった中央での台帳パンチカードによる一元管理が進行していく中で、昭和 29 年 4 月 1 日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ昭和 34 年 4 月までに再加入しなかった方の記録は使用頻度が低いとして、その後の昭和 37 年 3 月以降の磁気テープによる管理や、昭和 61 年 2 月以降のオンラインシステムによる中央一元管理、さらには平成 9 年の基礎年金番号による加入記録の一元管理に載せられることなく、紙台帳をマイクロフィルム化した記録として管理されていたものである。

(2) いわゆる「36 万件」のマイクロフィルムの形で保管されている年金記録とは、船員保険制度の職務外年金制度(昭和 61 年に厚生年金保険に統合)の加入者であり、昭和 25 年 4 月 1 日以前に被保険者資格を喪失した方の台帳の一部の年金記録であって、やはり使用頻度が低いとして、昭和 38 年以降の磁気テープ等による加入記録の中央一元管理に載せられることなく、紙台帳をマイクロフィルム化した記録として管理されていたものである。

(3) これらのマイクロフィルム化された年金記録は、基礎年金番号で付番されたオンライン記録と直接には結び付けられていないが、そこに記載されている方の中には、その後、厚生年金制度や国民年金制度に加入し、異なる手帳番号によりオンライン記録に収録されたり、受給権者の再裁定、裁定請求等により、基礎年金番号付番データと結び付いている方も含まれている。

オンライン記録と結び付けられていない「1430 万件」の記録については、カセット番号等の索引ファイルの検索等により、また、「36 万件」の記録については、生年月日を契機として同一人を探す方法により、照会可能な記録として管理されてきたが、これら「1430 万件」及び「36 万件」の記録の中には、未だ基礎年金番号に結び付かない記録も含まれている。

2. 今後の解明作業の前提となる認識

- (1) 「1430万件」の記録に該当する方は、平成19年現在概ね69歳以上の方であり、「36万件」の記録に該当する方は、平成19年現在概ね73歳以上の方である。これらの方の中には現在既に死亡された方のデータも多く含まれているものと思われる。
- (2) また、これらの方は、昭和29年4月1日又は25年4月1日以前に資格を喪失されている方であり、その記録だけでは短い被保険者期間の方が多く、その後新たに年金制度に加入されている方以外は、受給資格を得る可能性は低い方である。
- (3) これらの記録のうち、既にオンラインシステム収録済みの記録は「5000万件」の記録の一環として、また、未収録の記録は磁気媒体化後、別途、基礎年金番号付番記録との名寄せを行った上で、オンライン記録に収録された際に、新たな加入記録との統合により、年金給付と結び付けられることが可能となる。
- (4) 名寄せ後にも残る記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
 - ①それぞれ昭和29年4月1日又は昭和25年4月1日という基準日の時点で既に死亡していた方の記録
 - ②上記①の基準日以降に年金制度に加入することなく、死亡した方の記録
 - ③年金の受給資格期間を満たさない方の記録
 - ④年金の受給資格期間は満たし、受給開始年齢に到達しているが、裁定請求を行っていない方の記録
- (5) 名寄せにより統合された記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
 - ①統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
 - ②統合によっても今後とも受給権に結び付かない記録(受給資格期間を満たさない記録)

3. 解明作業の方向性

(1) 名寄せ作業と並行して行う作業

①既にオンラインシステムに収録済みの記録の中で、基礎年金番号と結び付いていないものは、5000万件の記録の一環として、解明作業が行われる。

②未収録の記録の独自の名寄せ作業と並行して行う作業

オンライン記録に未収録の「1430万件」及び「36万件」について、磁気媒体化後、年齢別に受給資格期間(40歳(女子と坑内員、船員は35歳)以上15年)に対比する形で、厚生年金及び船員保険の被保険者期間を分類して、2.において示した認識を踏まえた解明作業を行う。

(2) 名寄せ後に行う解明作業

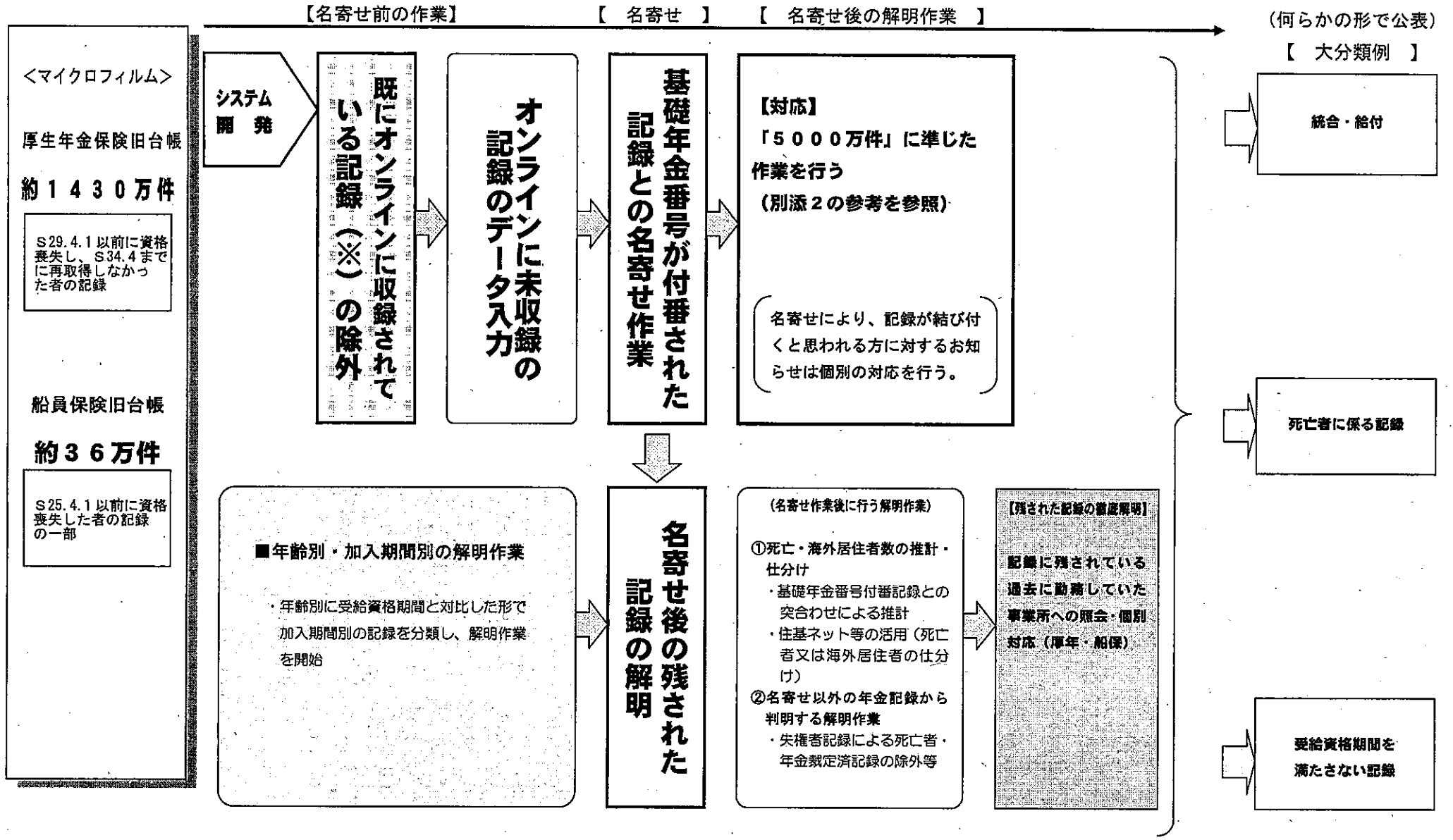
名寄せ作業後に行う解明作業については、「「5000万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について」(別添2)に準じた作業を進める。

(3) 記録数の管理公表

上記の解明の過程において、一定の分類の下に対象となる記録数を管理するとともに、必要に応じ公表する。

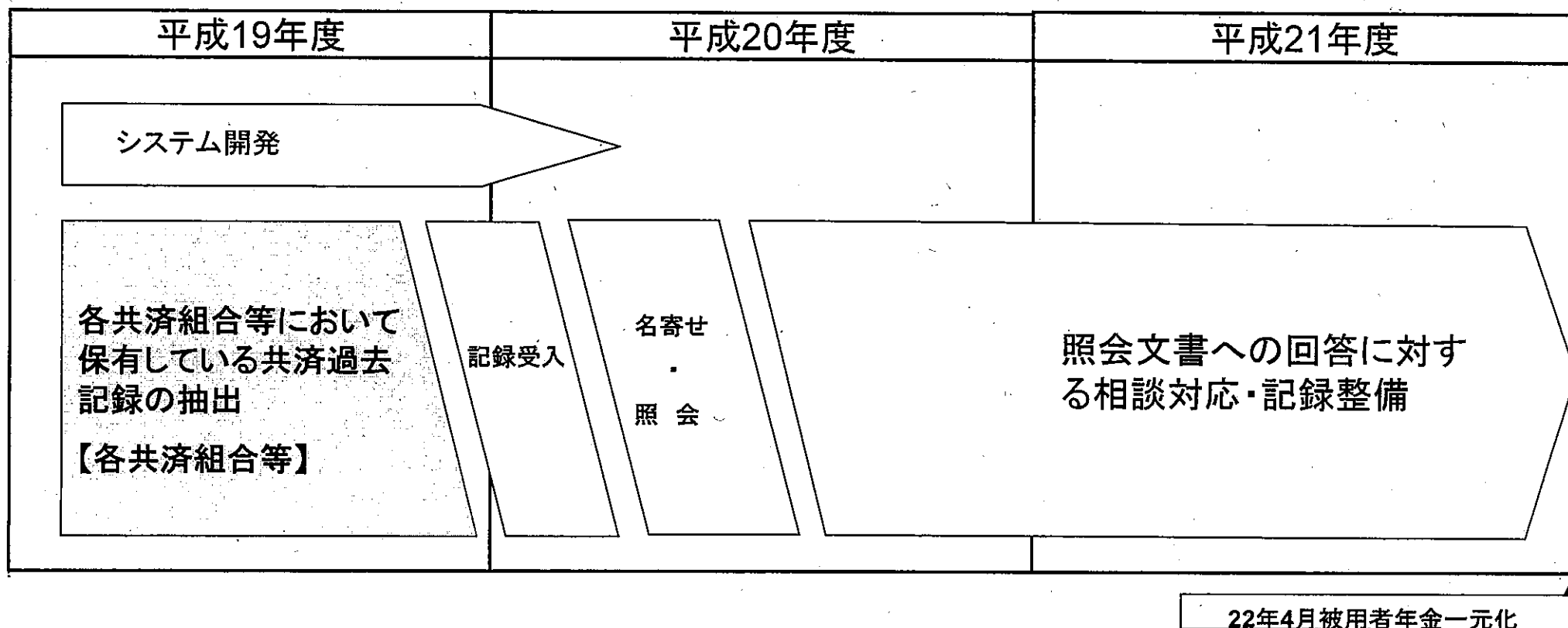
「1430万件」及び「36万件」の年金記録の解明作業について

参考



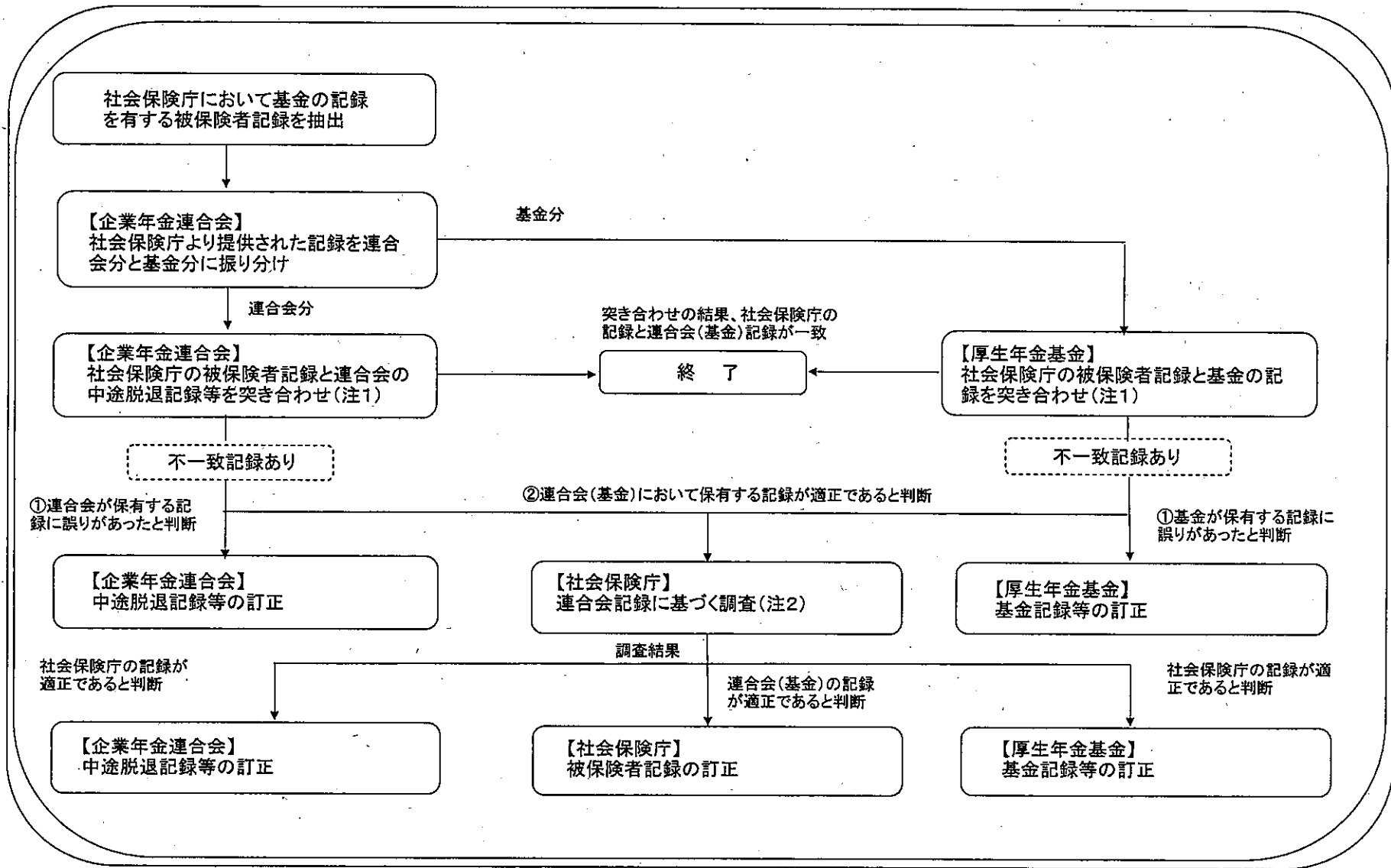
(※)「5000万件」の名寄せ作業の一環として別途対応されている。

共済過去記録の統合について



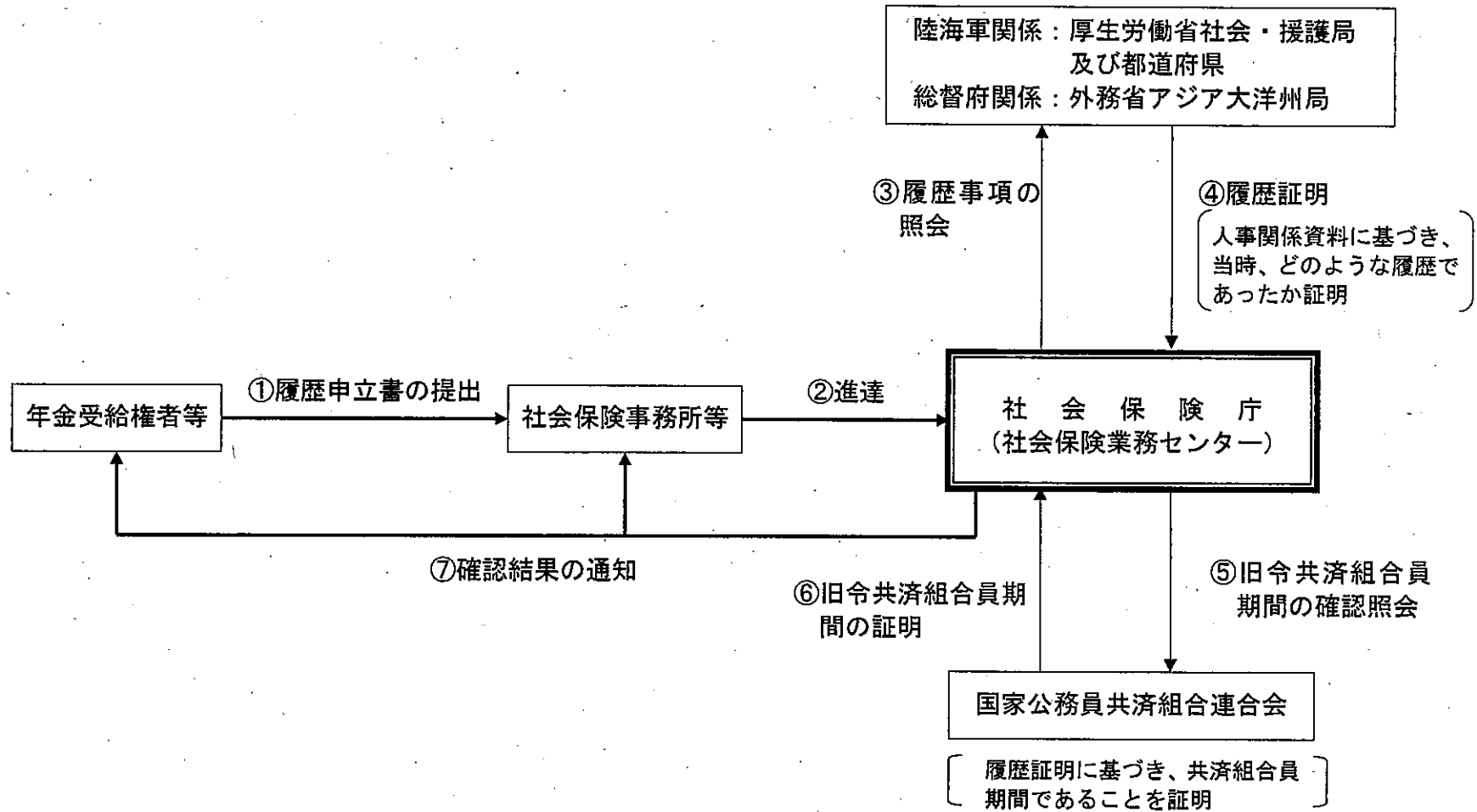
- システム開発・・・開発に当たっては、5000万件の名寄せシステムの機能の活用を検討。
- 抽出・・・・・・・・各共済組合等は、保有する共済過去記録を抽出し、基礎年金番号との名寄せに必要な情報を磁気データとして作成。
- 記録受入・・・・・・・・各共済組合等が作成した磁気テープを社会保険業務センターにて受入れ。
- 名寄せ・照会・・・受け入れた情報を基礎年金番号の情報と突き合わせ、統合の可能性のある者に対して照会票を作成・送付。
- 相談対応・記録整備・・・照会票の回答内容、相談対応などを通じて本人確認。確認でき次第、基礎年金番号に統合。

厚生年金基金と社会保険庁の記録の記録の突き合わせ作業の流れ



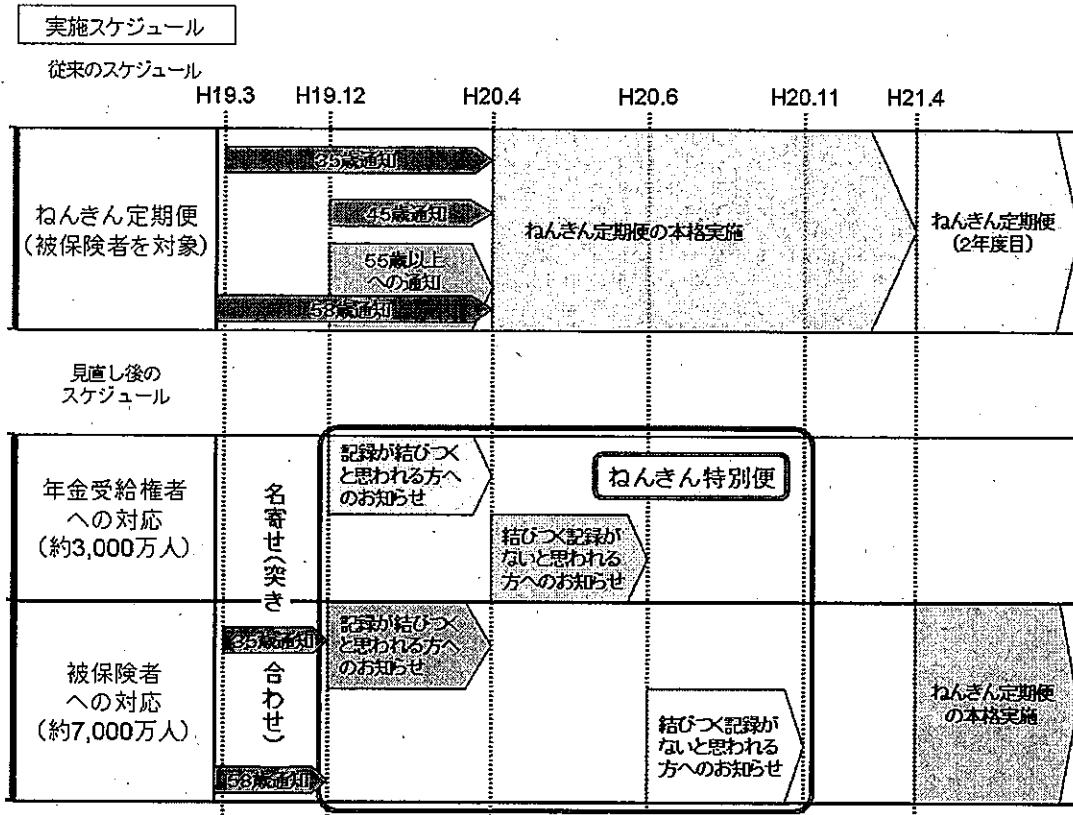
(注1) 突き合わせ項目は、次のとおり
 ①基金番号、②基礎年金番号、③氏名、④生年月日、⑤異動年月日(取得、月変・算定、喪失)、⑥標準報酬月額(標準賞与額)、⑦異動原因(新規取得、再取得、月変、算定、資格喪失、死亡喪失)、⑧年金証書記号番号(基礎年金番号・年金コード及び支給制度区分)、⑨受給権発生日
 (注2) 原簿(マイクロフィルム)等の調査を含む。

旧令共済組合員期間に係る事務処理の流れ



※ ⑦確認結果の通知は、裁定請求者の場合は社会保険事務所あて、年金受給権者の場合は本人あてとなる。

「ねんきん特別便」と「ねんきん定期便」の関係



参考

これまで予定されていた「ねんきん定期便」の内容

| 年齢 | H19.3 | H19.12 | H20.4 |
|--------------|---|--|---|
| 20歳 } 34歳 | | | 誕生月に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知 |
| 35歳 | | 35歳の誕生月に加入期間、加入履歴を通知 | 35歳の誕生月に加入期間、加入履歴、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知 |
| 36歳 } 44歳 | | | 誕生月に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知 |
| 45歳 | | 45歳の誕生月に加入期間、加入履歴を通知 | 45歳の誕生月に加入期間、加入履歴、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知 |
| 46歳 } 49歳 | | | 誕生月に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知 |
| 50歳 } 54歳 | | | 誕生月に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額、将来の年金見込額を通知 |
| 55歳 } 60歳 | [58歳通知] 58歳到達時点の年金加入期間、加入履歴、(求めに応じて、将来の年金見込額)を通知 | [55歳以上の方に対して先行実施] 誕生月に年金加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額、将来の年金見込額を通知 | 誕生月に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知 |

平成 21 年 4 月以降の「ねんきん定期便」について

1 「ねんきん定期便」で従来から記載を予定している事項

(1) 全年齢共通の事項

- ① 加入実績に応じた年金見込額
- ② 加入期間
- ③ 保険料納付額の目安

(2) 年齢に応じた事項

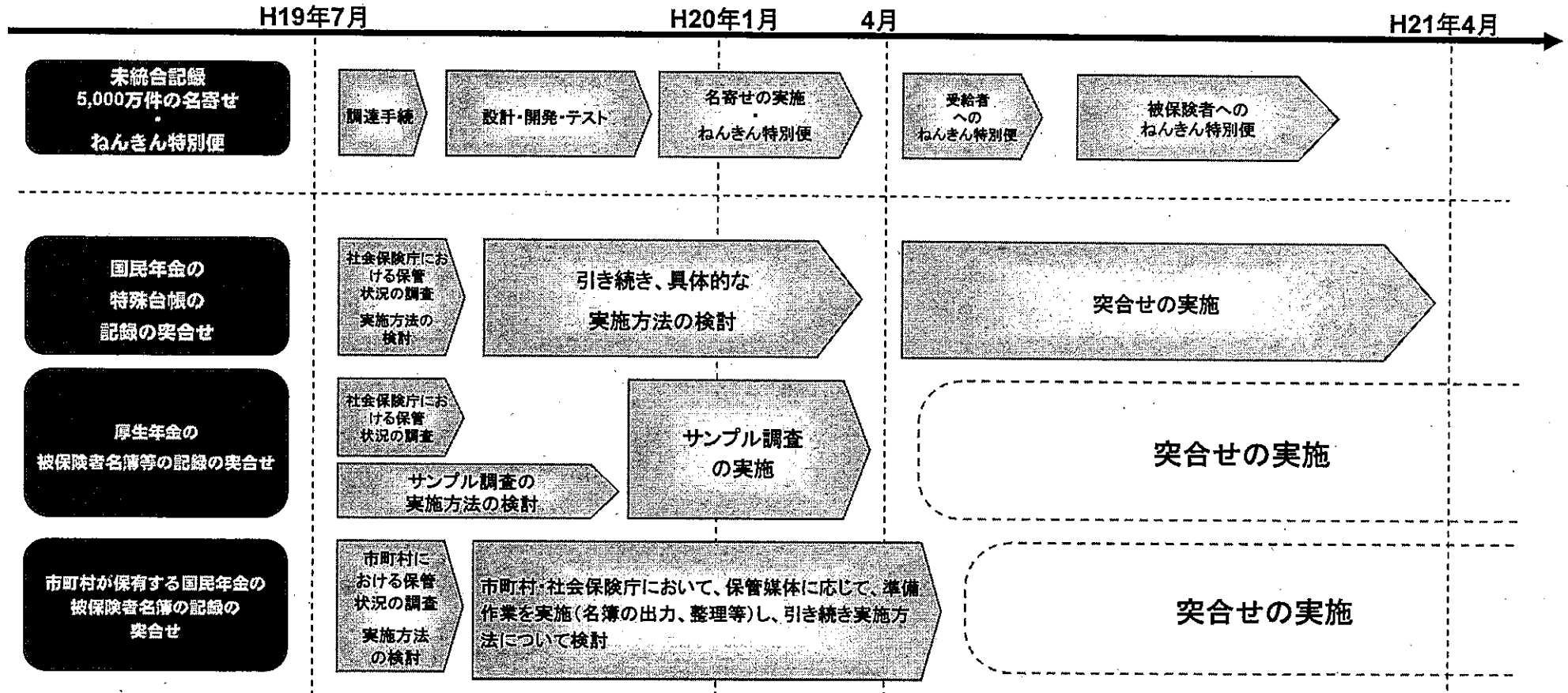
- ① 35 歳、45 歳及び 58 歳の被保険者の方には加入履歴
- ② 50 歳以上の方には将来の年金見込額
- ③ 50 歳未満の方には年金額の早見表

2 平成 21 年 4 月以降の「ねんきん定期便」の新たな取扱事項

| H20.11 H21.4 | | 一定期間 | 一定期間経過後 |
|--------------|------------------|---|--|
| 被保険者(約7千万人) | ねんきん特別便(加入履歴を送付) | ねんきん定期便(一定期間) | ねんきん定期便(一定期間経過後) |
| | | <p>※ 従来から記載を予定している事項に加えて、</p> <p><u>すべての被保険者に加入履歴をご確認いただくため</u></p> <p><u>加入履歴に加えて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生年金のすべての期間の標準報酬月額 ② 国民年金のすべての期間の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別) | <p>※ 従来から記載を予定している事項に加えて、</p> <p><u>1. 35歳、45歳、58歳の節目の年齢</u></p> <p><u>加入履歴に加えて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厚生年金のすべての期間の標準報酬月額 ② 国民年金のすべての期間の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別) <p><u>2. すべての被保険者(1.を除く)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直近1年分の <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金の標準報酬月額 ・ 国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別) |

(注) 厚生年金の標準報酬月額が記載されていることにより、事業主により厚生年金の保険料が納付されていることを確認できることとなる。

コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せについて



平成19年8月23日

社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況の調査結果について

1 調査の概要

年金記録の確認においては、マイクロフィルム化した被保険者台帳等を必要に応じて確認しているが、今後の年金記録の相談業務に当たっての参考とするため、平成19年5月時点における、社会保険事務所で保管されているマイクロフィルム化した被保険者台帳等の保管状況及び紙台帳の保管状況について、309事務所に対し調査を行った。

〔調査内容〕

- ・ 社会保険事務所で保管されているマイクロフィルム化した被保険者台帳について、どのような台帳が何件保管されているか。
- ・ 紙の被保険者台帳の有無、ある場合には何件保管されているか。

※ 件数とは、被保険者台帳等で管理している記録の件数のことであり、国民年金(台帳)及び厚生年金保険(原票)については枚数(1枚当たり1記録収録)、厚生年金保険(名簿)及び船員保険(名簿)については、被保険者記録の延べ件数のことである。

2 マイクロフィルム化した被保険者台帳等の保管状況

マイクロフィルムの件数把握に当たっては、各社会保険事務所において、索引簿を集計し、件数調査を行った。

○マイクロフィルム化した国民年金の被保険者台帳の件数

| | | |
|----------------|---|----------|
| ①特殊台帳 | 約 | 2,460 万件 |
| ②普通の台帳 | 約 | 105 万件 |
| ③特殊台帳と普通の台帳が混在 | 約 | 573 万件 |

○マイクロフィルム化した厚生年金保険の被保険者台帳の件数

| | |
|---------|--------------|
| ①被保険者原票 | 約 1億1,404 万件 |
| ②被保険者名簿 | 約 2億7,481 万件 |

○マイクロフィルム化した船員保険の被保険者名簿の件数 約 855 万件

3 被保険者台帳等(紙台帳)の保管状況

紙台帳の件数把握に当たっては、各社会保険事務所において、その保管状況(バインダーや箱での管理等)が異なることから、個々の保管状況に応じて、1冊(箱)当たりの平均件数から全体件数を概算で算出するなどして、件数調査を行った。

○紙台帳の国民年金の被保険者台帳の件数

| | |
|----------------|----------|
| ①特殊台帳 | 約 40 万件 |
| ②普通の台帳 | 約 113 万件 |
| ③特殊台帳と普通の台帳が混在 | 約 13 万件 |

○紙台帳の厚生年金保険の被保険者台帳の件数

| | |
|---------|--------------|
| ①被保険者原票 | 約 85 万件 |
| ②被保険者名簿 | 約 2億5,297 万件 |

○紙台帳の船員保険の被保険者名簿の件数 約 576 万件

注 1) 国民年金の被保険者台帳について

① 特殊台帳

- ・ 国民年金の被保険者台帳のうち、特例として過去に遡って保険料の納付を行った特例納付の記録、1年分の保険料を事前に納付する前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納や免除となっている記録など特殊な納付記録があるもの。
- ・ 昭和59年のオンライン化に伴い、マイクロフィルム化して社会保険事務所で保存管理し、紙台帳を廃棄。

② 普通の台帳

- ・ 全ての被保険者期間を通じて保険料納付が通常の納付方法により行われている記録又は、保険料の免除がある場合には年度当初から年度末まで年度を通して行われている記録であり、かつ、年度ごとに全ての期間が納付であるか免除であるものなど、上記①に掲げた特殊な納付記録がないもの。
- ・ 昭和59年のオンライン化に伴い、既に磁気テープ化した情報を紙に打ち出しリスト化し、これを元の紙台帳と再度照合して誤りのないことを確認し、最終的にオンラインデータとして確定した上で、紙台帳を廃棄。

注 2) 厚生年金保険の被保険者台帳について

① 被保険者名簿

- ・ 事業主からの届書をもとに、社会保険事務所において、事業所毎に被保険者の記録(氏名、生年月日、住所、資格の取得・喪失、被保険者であった期間における標準報酬の変遷など)を整理した名簿。被保険者の記録は、昭和35年7月まで、この被保険者名簿により管理。

② 被保険者原票

- ・ 昭和35年8月から、事業主からの届書をもとに、社会保険事務所において、個人毎に被保険者の記録を整理した原票。なお、東京、大阪、京都、福岡の社会保険事務所においては、昭和35年8月以降も引続き、名簿方式により被保険者の記録を管理。
- ※ 被保険者名簿及び被保険者原票は、検索を容易にし業務処理の効率化を図ること、紙の破損又は磨耗による記録の消失を防止すること、業務を行う場所を確保することなどを目的に、昭和51年から平成4年にかけてマイクロフィルム化を実施し、紙台帳を廃棄。

注 3) 今回の調査は社会保険事務所で保管している被保険者台帳等を対象としたものであるため、上記の件数は社会保険業務センター等で保管している厚生年金保険旧台帳(約 1,430 万件)、船員保険旧台帳(約 36 万件)及びその他の台帳の件数は含んでいない。

平成19年8月23日

市町村における国民年金被保険者名簿の保管状況の調査結果について

市町村が保管する国民年金被保険者名簿について、国への移管等に係る作業の前提として、全体の保管件数を把握するため調査を行った(注1及び2)。

なお、これは、平成19年8月23日時点における、全市町村からの回答に基づき取りまとめたものである。

○国民年金被保険者名簿の保管件数(延べ件数)

| | | |
|-----------------|---|--------------|
| | 約 | 135,262,800件 |
| うち | | |
| 紙による保管件数 | 約 | 39,837,000件 |
| マイクロフィルムによる保管件数 | 約 | 45,547,100件 |
| 磁気媒体による保管件数 | 約 | 49,878,700件 |

(注1)名簿の性格と今般の調査

国民年金被保険者名簿(以下「名簿」という)は、国の管理下にあるコンピュータの記録やかつての「国民年金被保険者台帳」のような年金支給の根拠となる年金記録の原簿ではなく、平成14年3月まで、市町村が国民年金保険料の収納事務を行うために使用していた、いわば「控えの帳簿」であった。

平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務が国に移管されたことから、市町村がこれを保管する法令上の義務はなくなっており、現在保管されている名簿は、市町村の判断で念のため保管していたものであり、今般、その保管件数について調査を行ったものである。

(注2) 保管されている名簿の状況

名簿は、平成14年3月まで、市町村においていわば「控えの帳簿」として使用されていたものであり、①他の市町村に転出して、転出元の市町村の被保険者でなくなった場合や、②死亡したり、厚生年金の被保険者資格を取得したことにより、国民年金の被保険者でなくなった場合においては、それ以降5年間だけ保管することとされていた。

一方で、転居に伴って、1人の方について複数の市町村に名簿が保管されている場合や、現在は国民年金の被保険者でない方であって、かつては国民年金の被保険者であった方に係る名簿が保管されている場合もある。また、市町村によっては、1人の方について、紙と磁気媒体など複数の種類の名簿を重複して保管している場合もある。

今般の調査は、名簿の国への移管のために全体の保管件数を把握するものであることから、これらの保管件数を全て計上している。

なお、上記の他、市町村から社会保険事務所へ移管され保管している名簿が940,100件ある。

(参考)

国民年金被保険者名簿等の旧市町村(平成14年3月末時点の合併前の旧市町村(3,246市町村))別の保管状況については、「市町村における国民年金被保険者名簿等の保管状況」(平成19年7月4日社会保険庁)として公表していたところであるが、その後、市町村からの報告に変更があり、これを8月23日時点において取りまとめたところ、次のとおりであった。

- ・保管している旧市町村 3,097(7月4日時点3,046)
- ・保管していない旧市町村 149(7月4日時点 200)

社会保険オンラインシステムの見直しについて

目的

【現状】

- 社会保険オンラインシステムは経費が割高
- データ通信サービス契約の内容が不透明



【見直し後】

- オープン化（専用機器から汎用機器への移行等）と簡素化によるシステム運用経費の削減
- 費用の透明性の確保

効果

- 制度毎に管理しているデータを被保険者個人毎に変更することで、システム改修の簡素化を図る
- 新システムへの切り替え後は年間運用コストを35%程度削減（約850億円→約550億円）
- 初期コストを約4年で回収

経費

- 過去に行ったソフトウェア開発分（いわゆる残債）の返済
- 新規オープンシステムの構築

<平成18~22年度>

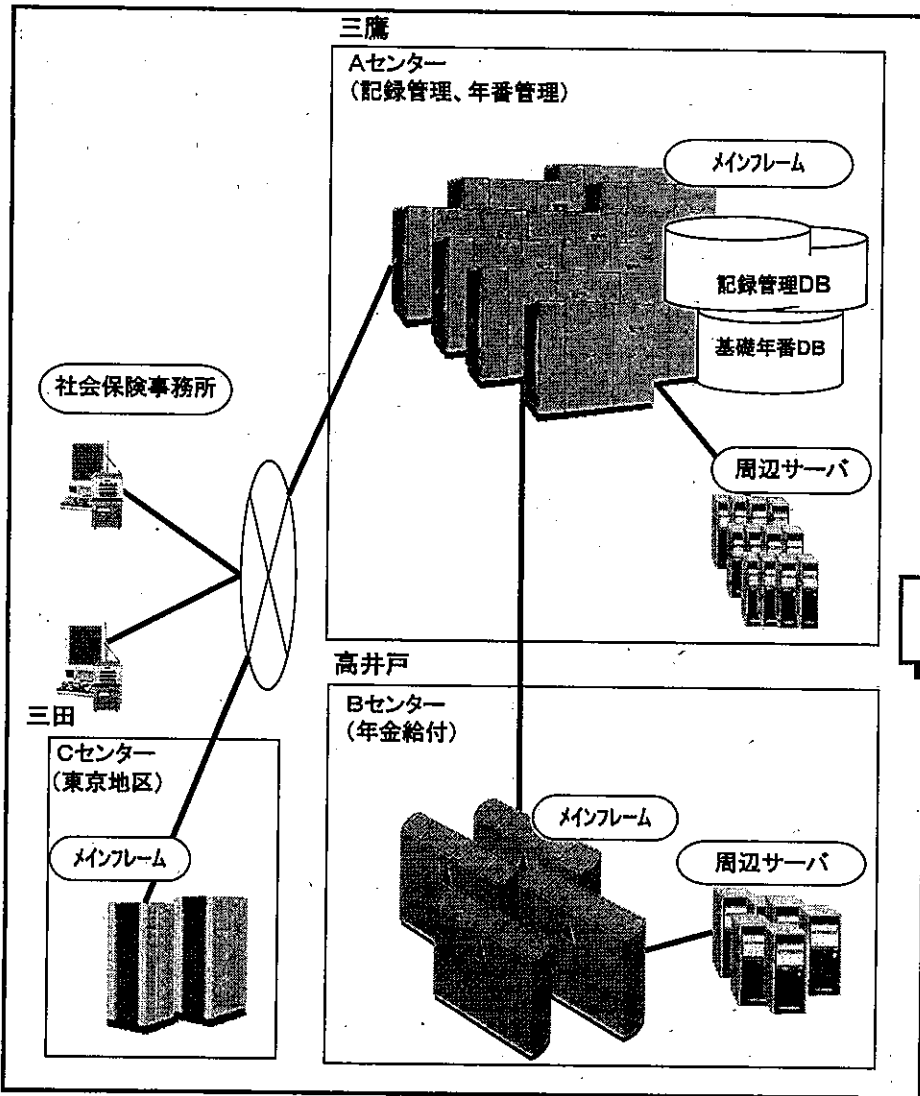
約1,500億円

約1,150億円

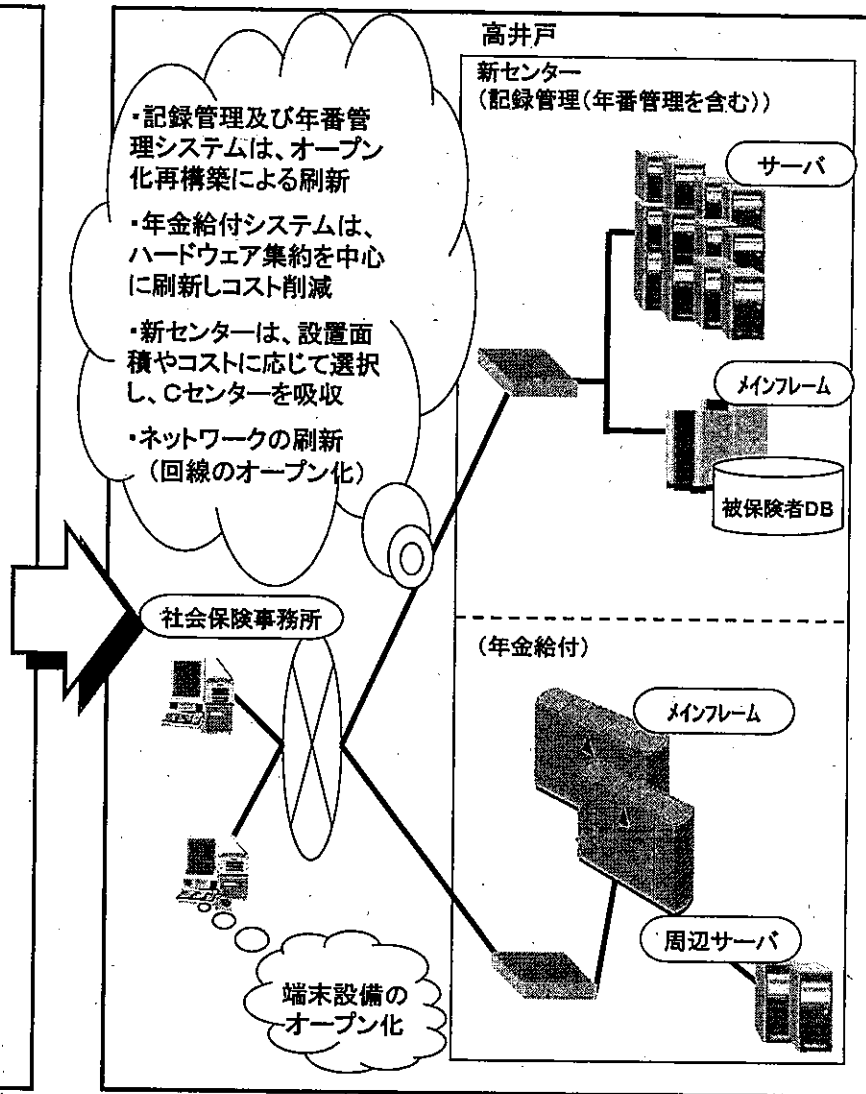
※ システム構築経費については、当初計画（約1,300億円）から約150億円削減

○ システム刷新案のシステム構成イメージ

【現行】

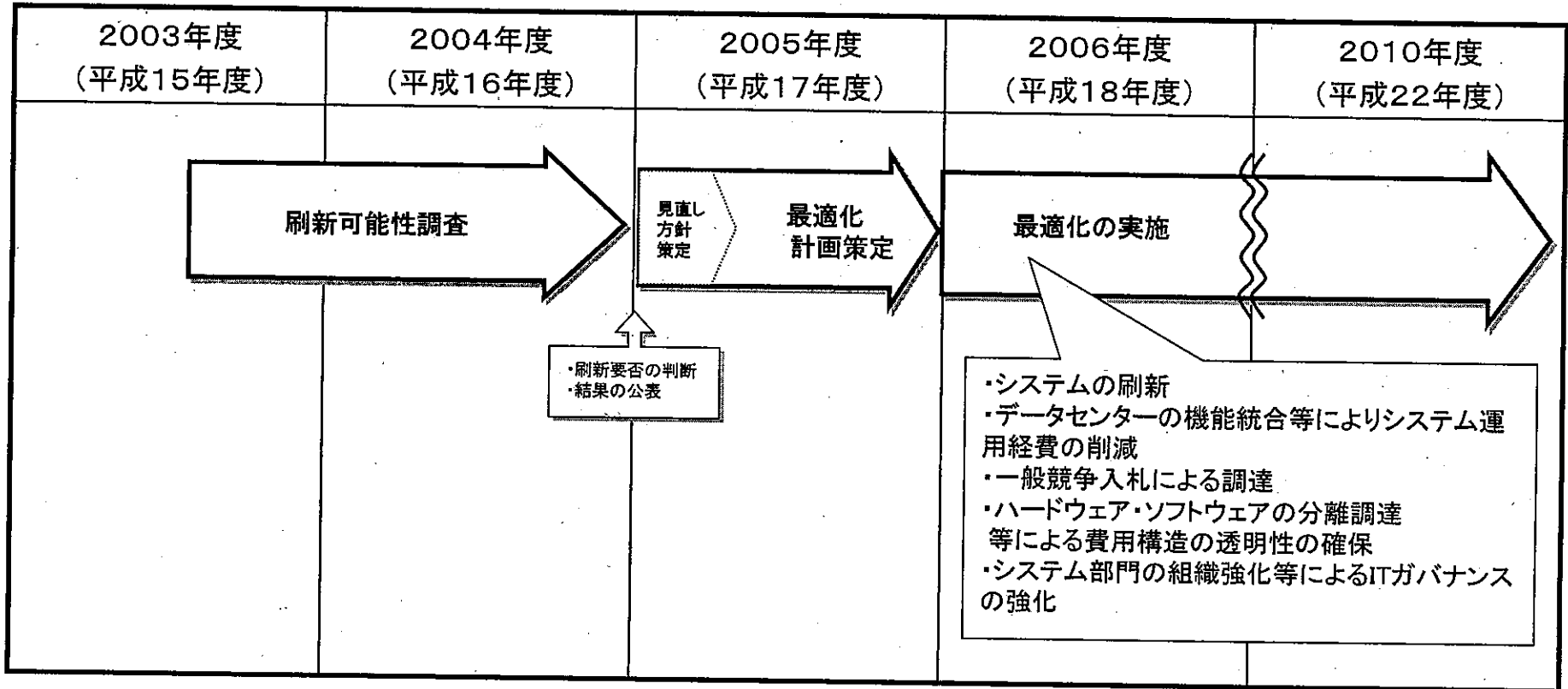


【刷新案】



社会保険オンラインシステムの見直しスケジュール

- ・ 2004年度(平成16年1月～17年3月) レガシーシステム刷新可能性調査の実施
- ・ 2005年度(平成17年6月) 見直し方針の策定
- ・ 2005年度(平成18年3月) 最適化計画の策定
- ・ 2006年度(平成18年度～22年度) 最適化の実施



(注)平成19年度中に詳細設計以降の上記の調達を開始する。